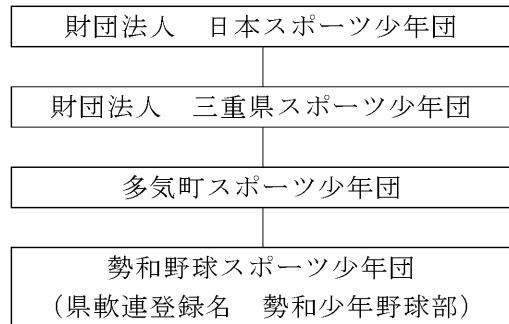


勢和野球スポーツ少年団の体系



勢和野球スポーツ少年団構成員

代 表	野呂 堅次
副 代 表	川岸 廣幸
監 督	長谷川浩也
指 導 者	高橋 義夫 中野 修 野呂 智 竹岡 昭治 阪口 博昭
育 成 会	会 長 高橋 達也
事 務 局	林 洋志
顧 問	地主 將人
HP 管理者	松井 直之

三重県スポーツ少年団認定員

平成 14 年度認定員取得者

野呂 堅次	地主 章	青木 雅広	高橋 達也
竹岡 昭治	林 洋志	野呂 卓矢	

平成 15 年度認定員取得者

野村 秀行	中野 修	上村 衛
-------	------	------

スポーツ少年団の活動

団員各人の少年期における体力や運動能力の向上、各種スポーツへの興味づけや技術の開発・向上、スポーツの持つ楽しさや苦しさなど、さまざまな状況を体験することでスポーツへの関心をより一層啓発すること。

団員のスポーツ活動の背景には「仲間とのふれあい」「体力・技能の向上」「対外試合による交流・連携」「勝利への願望」など多岐にわたる欲求が存在するため、スポーツ少年団の活動を通じ、団員各自の活動欲求が幅広く・バランスよく保障されなければならない。

勢和野球スポーツ少年団規約及び育成会会則・指導者会会則を別に定める。

勢和野球スポーツ少年団規約

第1条（総則） この規約は、勢和野球スポーツ少年団（以下「団」という。）に関するのことを定める。

第2条（名称） 団の呼称は、三重県軟式野球連盟登録名とする。

第3条（目的） 団は、日本スポーツ少年団及び三重県スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第4条（活動） 団は、前条の目的を達成するため、計画的に活動を行い、他団体との交流連携を図りながらスポーツ活動及びその他必要な活動を行う。

第5条（構成） 団は、所属団員とその保護者、指導者及び地域協力者によって構成する。

第6条（加入登録） 団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。なお、団員の登録資格は、原則として多気町在住の小学校1年生から6年生までとする。

第7条（有効期間） 加入登録有効期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末までとし、毎年度ごとこれを更新する。なお、更新の方法は、前条に定めるところによる。

第8条（退団） 団への登録者が退団する場合は、本団所定様式により申し出る。

第9条（団の登録） 団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により団として、多気町スポーツ少年団に所定の登録料を添えて登録を行うものとする。また、団登録に明記された団員・指導者は全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第10条（役員） 団には、次の役員を置き、指導者又は保護者の中から互選により選出する。また、任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

代 表 1名

副代表 1名

事務局 1名

2 代表は、団を代表し団務を統轄する。

3 副代表は、代表を補佐し代表事故あるときは、その職務を代行する。

4 事務局は、団の事務及び会計を担当する。

第11条（会計） 団の経費は、負担金、補助金、寄付金、その他をもって充てる。

2 団の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

第12条（支援団体） 団に育成・支援等のため、育成会を置く。なお、育成会については、別に定める。

第13条（送迎） 団の活動にかかる団員の送迎等は、保護者が責任をもって行う。

第14条（責任） 団の団員・指導者の活動中の事故等については、応急処置までとする。

また、責任は、第9条によるスポーツ安全保険の範囲内で対応する。

第15条（規約の改正及び解散） 本規約の改正及び団の解散は、第12条の育成会により決する。

附則 本規約は、平成15年3月30日より施行する。

本規約は、平成16年3月28日一部改正

本規約は、平成17年3月13日一部改正

本規約は、平成19年3月 4日一部改正

本規約は、平成20年3月 9日一部改正